

印西市地域公共交通総合連携計画策定業務委託に関するプロポーザル審査委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要領は、印西市地域公共交通総合連携計画策定業務委託に係るプロポーザル方式による業者の選定を厳正かつ公平に審査するため、印西市地域公共交通総合連携計画策定業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、当該業務にふさわしい業者を選定し、その結果を印西市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

- (1) 提出された企画書の評価
- (2) プロポーザルの評価及び業者の選定
- (3) その他業者選定の実施に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員長は、協議会の会長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成22年 月 日から施行する。